

札幌市火災予防条例等の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例等の一部を改正する条例

（札幌市火災予防条例の一部改正）

第1条 札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(1) 第20条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条」を「第20条第1項」に改める。

(2) 第34条の5第1項第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条に規定する種別をいう。）が1種」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第34条の3第1項各号に掲げる住宅の部分又は前条第1項の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（札幌市行政不服審査条例の一部改正）

第2条 札幌市行政不服審査条例（平成28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する

る条例（平成24年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

消防法に基づく関係省令の一部改正に伴い、居室等の住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合には、住宅用防災警報器等の設置を免除することを明示する等のほか、工業標準化法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。